
「日中対話」

未来志向の日中関係の構築に向けて

会議資料

2013年1月23－24日
東京、日本

共催

グローバル・フォーラム

北京師範大学環境学院

世界資源研究所

浙江大学公共管理学院

日本国際フォーラム

目次

1. プログラム.....	1
2. パネリストの横顔.....	3
3. 報告原稿.....	6
セッションⅠ：日中環境・エネルギー協力の新たな展望.....	6
錢 翌.....	6
明日香 壽川.....	8
倪 亦非.....	9
倉持 壮.....	10
邢 有凱.....	12
金 振.....	13
趙 穎臻.....	15
セッションⅡ：非伝統的安全保障における日中協力の新たな展望.....	16
余 遜達.....	16
グレゴリー・ムーア.....	17
國見 昌宏.....	18
崔 順姫.....	19
伊藤 一頼.....	20
宋 燕輝.....	21
小谷 哲男.....	22
段 烽軍.....	23
4. 「グローバル・フォーラム」について.....	24
5. 「北京師範大学環境学院」について.....	25
6. 「世界資源研究所」について.....	26
7. 「浙江大学公共管理学院」について.....	27
8. 「日本国際フォーラム」について.....	28

1. プログラム

日中対話: 未来志向の日中関係の構築に向けて

The Japan-China Dialogue: Toward a Future-Oriented Japan-China Relationship

2013年1月23日(水) / Wednesday, 23 January, 2013

国際文化会館「ルーム2」 / "Room 2," International House of Japan

開幕夕食会 * 特別招待者のみ / Welcome Dinner * Invitation Only

18:00-20:00	伊藤 憲一 グローバル・フォーラム執行世話人主催 Hosted by ITO Kenichi, President, GFJ
-------------	---

2013年1月24日(木) / Thursday, 24 January, 2013

国際文化会館「講堂」 / "Lecture Hall," International House of Japan

開幕挨拶 / Opening Remarks

13:00-13:10	
-------------	--

挨拶 Remarks (10 min.)	平林 博 グローバル・フォーラム常任世話人 HIRABAYASHI Hiroshi, Vice President, GFJ
-------------------------	---

セッション I / Session I

13:10-15:10	日中環境・エネルギー協力の新たな展望 New Perspective for Japan - China Cooperation in Environment and Energy Issues
-------------	--

共同議長 Co-Chairperson	廣野 良吉 成蹊大学名誉教授 HIRONO Ryokichi, Professor Emeritus, Seikei University
------------------------	--

	胡 濤 北京師範大学客員教授 / 世界資源研究所主任研究員 HU Tao, Visiting Professor, Beijing Normal University / Senior Associate, World Resources Institute
--	--

報告A(7分間) Paper Presenter A (7 min.)	錢 翌 青島科技大学環境与安全学院教授・副院長 QIAN Yi, Dean of School of Environment and Safety, Qingdao University of Science and Technology
--	--

報告B(7分間) Paper Presenter B (7 min.)	明日香 壽川 東北大学教授 ASUKA Jusen, Professor, Tohoku University
--	--

報告C(7分間) Paper Presenter C (7 min.)	倪 亦非 新疆自治区環境保護庁高級顧問 NI Yifei, Senior Expert, Xinjiang Environmental Protection Department
--	--

報告D(7分間) Paper Presenter D (7 min.)	倉持 壮 地球環境戦略研究機関研究員 KURAMOCHI Takeshi, Research Fellow, Institute for Global Environmental Strategies
--	---

報告E(7分間) Paper Presenter E (7 min.)	邢 有凱 北京アジア太平洋展望環境発展諮詢中心副主任 XING Youkai, Assistant Director of Beijing Asia-Pacific Consulting Center for Environment and Development
--	---

報告F(7分間) Paper Presenter F (7 min.)	金 振 地球環境戦略研究機関特任研究員 JIN Zhen, Associate Researcher, Institute for Global Environmental Strategies
--	--

報告G(7分間) Paper Presenter G (7 min.)	趙 穎臻 世界資源研究所研究員 ZHAO Yinzhen, Researcher, World Resources Institute
--	--

自由討議(60分) Free Discussions (60 min.)	出席者全員 All Participants
---	---------------------------

議長総括(10分) Summarization by Chairperson(10min.)	廣野 良吉 成蹊大学名誉教授 HIRONO Ryokichi, Professor Emeritus, Seikei University
--	--

	胡 濤 北京師範大学客員教授 / 世界資源研究所主任研究員 HU Tao, Visiting Professor, Beijing Normal University / Senior Associate, World Resources Institute
--	--

15:10-15:20	休憩 / Break
-------------	------------

セッションⅡ / Session II

15:20-17:20		非伝統的安全保障における日中協力の新たな展望 New Perspective for Japan - China Cooperation in Non-Traditional Security Issues
共同議長 Co-Chairperson	伊藤 剛 明治大学教授 ITO Go, Professor, Meiji University	
	余 遜達 浙江大学公共管理学院教授 YU Xunda, Professor, College of Public Administration, Zhejiang University	
報告A (7分間) Paper Presenter A (7 min.)	グレゴリー・ムーア 浙江大学公共管理学院副教授 Gregory J. MOORE, Associate Professor, College of Public Administration, Zhejiang University	
報告B (7分間) Paper Presenter B (7 min.)	國見 昌宏 元内閣情報調査室内閣衛星情報センター所長 KUNIMI Masahiro, former Director General, The Cabinet Satellite Intelligence Center, Cabinet Office	
報告C (7分間) Paper Presenter C (7 min.)	崔 順姫 浙江大学公共管理学院副教授 CUI Shunji, Associate Professor, College of Public Administration, Zhejiang University	
報告D (7分間) Paper Presenter D (7 min.)	伊藤 一頼 静岡県立大学講師 ITO Kazuyori, Lecturer, University of Shizuoka	
報告E (7分間) Paper Presenter E (7 min.)	宋 燕輝 台湾中央研究院欧米研究所研究員 SONG Yann-huei, Research Fellow, Institute of European and American Studies, Academia Sinica	
報告F (7分間) Paper Presenter F (7 min.)	小谷 哲男 日本国際問題研究所研究員 KOTANI Tetsuo, Fellow, The Japan Institute of International Affairs	
報告G (7分間) Paper Presenter G (7 min.)	段 烽軍 キャノン・グローバル戦略研究所主任研究員 DUAN Fengjun, Senior Research Fellow, the Canon Institute for Global Studies	
自由討議 (60分) Free Discussions (60 min.)	出席者全員 All Participants	
議長総括(10分) Summarization by Chairperson(10min.)	伊藤 剛 明治大学教授 ITO Go, Professor, Meiji University	
	余 遜達 浙江大学公共管理学院教授 YU Xunda, Professor, College of Public Administration, Zhejiang University	
閉会挨拶 / Closing Remarks		
17:20-17:30		
挨拶 Remarks (10 min.)	伊藤 憲一 グローバル・フォーラム執行世話人 ITO Kenichi, President, GFJ	

[NOTE] Chinese-Japanese simultaneous interpretation will be provided / 日本語・中国語同時通訳付き

2. パネリストの横顔

【中国側パネリスト】

胡 濤(HU Tao) 北京師範大学環境学院客員教授／世界資源研究所主任研究員
1984年新疆農業大学卒業。1987年中国農業科学院にて修士号取得（農業経済学）。1991年中国科学院大学院にて博士号取得（環境経済学）。国連中国地球温暖化防止プログラム・コーディネーター、中国環境保護部環境経済政策研究所主任環境エコノミスト、WTOドーハ・ラウンド交渉貿易エキスパート・グループ主任エキスパート、オレゴン大学教授などを経て現職。

錢 翌(QIAN Yi) 青島科技大学環境与安全学院教授・副院長
1984年新疆農業大学卒業後、1989年華南農業大学にて修士号取得。米国エネルギー基金主任研究員、空気汚染管理相乗効果政策研究主任などを経て現職。

倪 亦非(NI Yifei) 新疆自治区環境保護庁高級顧問
1981年新疆八音農業大学卒業。その後新疆ネズミ災害管理省入省。現在、新疆ネズミ災害管理省副所長補佐、新疆動物学協会所長、新疆草地研究所所長などを兼任

邢 有凱(XING Youkai) 北京アジア太平洋展望環境発展諮詢中心副主任
2004年北京師範大学卒業後、2007年北京師範大学にて修士号取得（環境科学）。同年、北京アジア太平洋展望環境発展諮詢センターに入局し、現在に至る。

趙 穎臻(ZHAO Yingzhen) 世界資源研究所研究員
2009年北京大學卒業後、2011年ジョージワシントン大学エリオットスクールにて修士号取得（国際開発学）。環境政策センター・財政政策アナリストを経て、2011年に世界資源研究所入局。

余 遜達(YU Xunda) 浙江大学公共管理学院教授
浙江大学より比較政治・国際関係論および歴史学で博士号取得。モンタナ大学客員講師（1987年から88年）、インディアナ大学客員講師（1996年から1997年）。現在浙江大学社会科学アカデミー所長を兼任。

グレゴリー・J・ムーア(Gregory J. MOORE) 浙江大学公共管理学院副教授
2004年デンバー大学国際関係論博士課程修了。中国人民大学客員講師（1998年）、デンバー大学米中関係センター所長補（2000年から2002年）、エッカードカレッジ助教授（2003年から2010年）を経て、現職。

崔 順姫(CUI Shunji) 浙江大学公共管理学院副教授
2008年ロンドン・スクール・オブ・エコノミクスにて国際関係学博士号取得。ロンドン・スクール・オブ・エコノミクスのアジア研究所研究員等を経て現職。現在、浙江大学非伝統的安全保障および平和的發展研究所研究員を兼任。

宋 燕輝 (SONG Yann-huei)

台湾中央研究院歐米研究所研究員

ケント州立大学にて国際関係博士号取得。カリフォルニア大学バークレー校ロースクール修了。現在、台湾中央研究院アジア太平洋研究所研究員などを兼任。

段 烽軍 (DUAN Fengjun)

キャンングローバル戦略研究所主任研究員

1995年北京大學にて都市環境科学博士課程修了、博士号取得。東京大学空間情報科学研究センター研究員、科学技術振興事業団計算科学技術研究員、京都大学防災研究所研究員、東京大学大学院工学系研究科助手、海洋政策研究財団研究員を経て、2009年より現職。現在、東京大学新領域創成科学研究科特任研究員を兼務。

【日本側パネリスト】

平林 博 (HIRABAYASHI Hiroshi)

グローバル・フォーラム常任世話人

東京大学卒業後、1963年外務省入省。1991年から2006年までに、在米国日本大使館公使、外務省経済協力局長、内閣外政審議室長、駐インド次いで駐フランス大使をそれぞれ歴任。現在、日本国際フォーラム副理事長、東アジア共同体評議会常任副議長、日印協会理事長等を兼任。

廣野 良吉 (HIRONO Ryokichi)

成蹊大学名誉教授

1958年シカゴ大学大学院経済学研究科研究課程修了後、成蹊大学経済学部専任講師、助教授を経て、成蹊大学大学院教授。現在、成蹊大学名誉教授、日本ユニセフ協会理事、日本評価学会顧問、国連大学シニア・プログラムアドバイザーなどを兼務。

明日香 壽川 (ASUKA Jusen)

東北大学教授

1986年東京大学大学院農学系大学院修士課程修了後、1989年欧州経営大学院MBAプログラム修了。1996年東京大学大学院工学系研究科先端学際工学専攻博士課程単位取得退学（2000年博士号取得）。スイス実験外科医学研究所研究員、電力中央研究所社会経済研究所研究員、京都大学経済研究所客員助教授などを経て、現在、東北大学教授。（公益財団法人）地球環境戦略研究機関気候変動グループディレクターも務める。

伊藤 剛 (ITO Go)

明治大学教授

1997年デンバー大学国際関係論博士課程修了後、明治大学専任講師、准教授を経て、2006年より現職。この間、北京大學（中国）、中央研究院（台湾）、ブリストル大学（英国）、オーストラリア国立大学、ビクトリア大学（カナダ）にて客員教授、上智大学及び早稲田大学非常勤講師、参議院客員調査員を務める。2005年にはアイゼンハワー・フェロースhip、2006年には中曽根康弘賞を受賞。現在、公益財団法人日本国際フォーラム客員主任研究員を兼務。

伊藤 一頼 (ITO Kazuyori)

静岡県立大学講師

2001年東京大学法学部卒業後、2005年東京大学大学院法学政治学研究科博士課程中退。同年より、静岡県立大学講師。専門は国際経済法。専門は国際経済法。共著書に『国際投資協定』『国際経済法講座』など。

小谷 哲男(KOTANI Tetsuo)

日本国際問題研究所研究員

2008年同志社大学大学院法学研究科博士課程単位取得退学。米国ヴァンダービルト大学日米関係協力センター研究員、海洋政策研究財団研究員、岡崎研究所特別研究員を経て、現在、日本国際問題研究所研究員。この間、2003年に防衛大臣賞、2006年から2008年まで平和・安全保障研究所安全保障研究フェローシップ受賞。

國見 昌宏(KUNIMI Masahiro)

元内閣情報調査室内閣衛星情報センター所長

1965年防衛大学校卒業後、陸上自衛隊に入隊。初代防衛省情報部長、内閣官房内閣情報調査室内閣衛星センター所長などの要職を経て退官。ヤマト運輸経営企画本部部長、三井住友海上火災保険株式会社顧問、財団法人海洋政策研究財団特別顧問などを経て、現在、財団法人世界政経調査会理事。

倉持 壮(KURAMOCHI Takeshi)

地球環境戦略研究機関気候変動グループ研究員

東京大学工学部卒業後、オランダ・ユトレヒト大学にて修士号(MSc, 2006)、博士号(PhD, 2011)を取得。ユトレヒト大学 Copernicus Institute 研究員(2006年-2011年)を経て2011年より現職。専門は低炭素エネルギー技術および気候変動政策。

金 振(JIN Zhen)

地球環境戦略研究機関気候変動グループ研究員

1999年中国・東北師範大学卒業後、2004年大阪教育大学大学院修士課程修了、2006年京都大学法学研究科修了、2009年同大学法学研究科修了。現在、地球環境戦略研究機関気候変動グループ特任研究員。

伊藤 憲一(ITO Kenichi)

グローバル・フォーラム執行世話人

1960年一橋大学法学部卒業、同年外務省入省。ハーバード大学大学院留学。在ソ、在比、在米各大使館書記官、アジア局南東アジア一課長等を歴任後退官。1984年より2006年まで青山学院大学教授。現在、日本国際フォーラム理事長、東アジア共同体評議会議長を兼務。青山学院大学名誉教授、カンボジア大学国際問題名誉博士。

(プログラム登場順)

3. 報告原稿

セッション I : 日中環境・エネルギー協力の新たな展望

錢 翌 (QIAN Yi)

青島科技大学環境与安全学院教授・副院長

中国における廃棄プラスチックの リサイクル管理の現状と問題点

中国の2010年のプラスチック消費総量は8000万トンである。これは世界総量の約4分の1であり、中国は世界一のプラスチック消費大国といえる。膨大なプラスチックの消費は、人々の生活を便利にすると同時に、大量の廃棄プラスチックを生み出すことで、深刻な環境汚染をもたらしている。しかし、原始資源の開発よりも低コストな廃棄プラスチックのリサイクルは、十分に広大な市場と投資潜在力を有する。その一方で、廃棄プラスチックのリサイクルはその管理を誤ると、重大な環境リスクに直面することになる。

1. 中国における廃棄プラスチックのリサイクル産業の現状

中国の廃棄プラスチックリサイクル産業の第一の特徴は、規模が大きく、従業員数が多いことである。中国には、30以上の廃棄プラスチックの回収や加工処理の集散地があり、都市部と農村部の境界及びその周辺地域には、約20,000社近い廃棄プラスチック回収企業や同加工利用企業が分布している。これらの企業がリサイクルを行う廃棄プラスチックの量は約2000万トンであり、世界最大のリサイクル市場となっている。現在、中国の廃棄プラスチック産業の市場規模は1200億元から1800億元までにのぼり、その増加率は毎年15%以上となっている。

第二の特徴は、依然として、厳しい市場参入基準・大規模な投資・環境保護への配慮・ハイテク技術を有する、技術・加工・貿易一体型の産業モデルがまだ形成されていないことである。概して、同産業の企業投資規模は小さく、技術水準が低く、深刻な環境汚染を引き起こしている。

第三の特徴は、廃棄プラスチックの総量が大いものの、リサイクル体系が万全ではなく、資源の利用効率が低いことにある。

2. 中国における廃棄プラスチックのリサイクル管理政策

(1) 法律法規

中国では2007年5月1日に『再生資源回収管理弁法』が施行された。同法は、国家は無害化処理による廃棄プラスチックの再資源化、およびリサイクル処理に関する研究、技術開発、普及を奨励している。また、2007年12月1日には『廃プラスチック回収及再生利用汚染制御技術規範(試行)』が施行され、廃棄プラスチックの回収・保存・輸送・前処理、リサイクル過程における環境保全技術に対する要求を示している。2007年12月31日には『レジ袋の生産、販売、使用の制限に関する通達』が公布され、2009年1月1日には『中華人民共和国循環経済促進法』が施行されている。2011年8月1日には中国における固形廃棄物輸入管理における最も重要な法的根拠となる『固形廃棄物輸入管理弁法』が施行され、「(固形廃棄物の)輸入許可証による管理、荷揚げ港での税関審査の実施、『圏区(リサイクル資源の処理効率向上、汚水・廃棄物の環境への影響低減の為定められた特定地区)管理』という固形廃棄物の輸入管理における三大原則が示された。また、2011年10月31日には、国務院弁公庁より『完備かつ先進的な廃棄・中古商品回収システム構築に関する意見』が公布され、2012年10月1日には『廃棄プラスチック加工利用・汚染防止管理規定』が施行され、廃棄プラスチック

の加工利用の集散地に分布する企業に対し、集中的に『圏区管理』を実施し、『圏区』内での廃棄プラスチックの加工利用に伴い生じる排水、排気ガス、固形廃棄物の処理の実施を奨励している。また、同法では、要件を満たす廃棄プラスチックの加工利用集散地に対し、国家級「都市鉱山」モデル基地の建設申請や、廃棄・中古商品回収システム構築の試験的モデル地域への申請を奨励している。廃棄プラスチックの有効利用、およびリサイクルに伴う環境汚染防止に向け、中国の法律・法規体系は概ね整備されたと言える。

(2) 経済刺激政策

2008年1月1日に、『資源総合利用企業所得税優遇目録』（2008年版）が公布され、廃棄プラスチックも対象となっている。また、2011年11月21日には『資源総合利用製品及び労務増値税政策の調整・改善に関する通知』が公布され、廃棄プラスチックのリサイクルに係る税金は、50%の還付を受けられることとなった。また、2011年8月31日に公表された「第12次5カ年計画省エネ・排出削減総合性業務方案」では、第12次五カ年計画において、資源リサイクルの産業化が組み入れられ、中国史上初めてリサイクル産業の重要性が明示された。

3. 廃棄プラスチックのリサイクル管理の問題

(1) 政策のトップダウン設計（頂層設計）が欠如し、産業集積度が低く、企業規模が小さく、リサイクル利用技術が立ち遅れているため、環境汚染が深刻である。

現在、中国の廃棄プラスチックのリサイクル業界においては、企業が無秩序に広く分散して立地しており、汚染や資源の浪費などが深刻な問題として存在している。つまるところ、同産業の発展にはトップダウンの政策設計が欠如している。例えば、廃棄プラスチック産業発展に係る「産業発展計画」と系統立った関連政策が制定されておらず、有効な技術的支援や環境管理基準もない。その結果、同分野専門の研究者が不足し、産業に関するデータの蓄積が不十分で、基礎研究や技術革新が実現できず、市場参入基準の欠如という問題のほか、廃棄プラスチックの輸入管理政策と国内の環境保護政策との不調和、海洋投棄による汚染の深刻化、廃棄プラスチック産業が掲げる諸基準と実状との乖離、などの問題を引き起こしている。

(2) 環境行政の管理体制が整っておらず、政策の実施能力が低い

(イ) 政府内での政策実施に対する責任の所在が不明確

2007年12月31日公布の『レジ袋の生産、販売、使用の制限に関する通達』は、ただ関連の省庁局の職責を定めただけで、政策の全体的な実施にあたり、政府のどの部門がどのような責任を負うのかが明示されていなかったため、結果的に同通知に基づいて各地で実施された「レジ袋制限令」の効果はあまり芳しくなかった。民間の「レジ袋制限政策研究グループ」が2011年に北京、上海をはじめ多くの大都市を対象として実施した調査によると、90%以上の野菜市場では無料でレジ袋を提供し、その大部分は基準に満たない薄いレジ袋であった。そのほか、国際食品包装協会が2012年5月に広東省のスーパーやコンビニで実施した抜き打ちサンプル調査によると、80%以上の場所で基準に満たない安くて薄いレジ袋を使用しており、店内で販売しているレジ袋の約70%は無許可で製造されたものであった。

2012年10月1日施行の『廃棄プラスチック加工利用・汚染防止管理規定』では、「省レベルの環境保護、商務主管部門は検査を実施し、合格した廃棄プラスチック加工利用企業の名簿を公表すべきである」と明記したが、どの部門が実施するのか具体的な記載がない。このままでは、政策が予想した効果の実現は難しいだろう。

(ロ) 管轄部署が多く、部署間での有効な協調メカニズムが欠如し、管理効率が低い

『再生資源回収管理弁法』によれば、商務部門は資源リサイクルの主管部門であり、リサイクル産業政策、リサイクル基準や同産業の発展計画の制定・実施に責任を負う。発展改革部門は資源リサイクル発展政策を検討し、リサイクル資源活用に向けた新技術の適用、新設備の普及・応用の促進、および産業化を担う。工商行政管理部門はリサイクル資源の回収業者の登録・管理や同取引市場における監督・管理を行う。環境保護行政管理部門は、リサイクル資源の回収に伴う環境汚染防止を監督・管理し、環境汚染防止に関する法規・法律違反行為に対し、処罰を行う。都市農村計画行政管理部門、建設部門は、リサイクル資源の回収ネットワーク建設を都市建設計画に組み込み、都市計画・建設・管理に関する、

法律・法規の違反行為を摘発する。このような複数の部署にまたがる共同管理の実施は、各部署に都合がよければ職務にあたり、悪ければ何もしない、という事態を引き起こした。このような状況では、廃棄プラスチックのリサイクルを有効に管理して、健全な環境保護を実現することは難しい。

4. 廃棄プラスチックのリサイクルにおいて解決すべき重要な問題

中国の廃棄プラスチックのリサイクルにおいては、解決すべき四つの問題がある。一つ目は、より完全な法規・政策を策定し、その執行が問題なく行えるような行政管理体制の発展を保障することである。二つ目は、無害化処理を前提条件とすることである。三つ目は、高効率のリサイクル体系を発展の基礎とすることである。四つ目に、先進的技術の開発・利用を発展の鍵とすることである。今後、整備されたネットワーク、コア技術、豊かな環境保護理念を持ち、産業界の基準を定め実行し、一定の産業規模を形成した企業が機先を制することができるだろう。

明日香 壽川 (ASUKA Jusen)
東北大学教授

日本の大気汚染・温暖化対策とブラック・カーボン問題

多くの気候変動政策、たとえば二酸化炭素排出削減策としての化石燃料使用削減は、気候変動抑制と大気汚染減少のほか、健康や農作物生産にも好ましい効果がある。このように、大気汚染と気候変動の対策の連携を意識して政策を実施することは、様々なコベネフィット（共通便益）を生むため、政策の効率性を高めることになる。

最近になって、このコベネフィットと温暖化対策促進の両方の文脈で短寿命気候放射因子（Short-Lived Climate Forcers: SLCF）が注目されている。SLCFは、ブラック・カーボン（黒色炭素）粒子、オゾン、メタンの総称である。二酸化炭素など大気中に長期間とどまる温室効果ガスと比較するとその寿命は短く、従って排出削減措置も比較的迅速な効果が得られるとされる。

現在、米国政府やスウェーデン政府は、積極的にその発生・排出の削減に取り組んでおり、バングラデシュ、カナダ、ガーナ、メキシコ、そして日本などが参加するSLCF排出量削減のための国際協力ネットワーク（Climate and Clean Air Coalition: CCAC）がスタートしている。

SLCFで特に注目されているのがブラック・カーボンである。ブラック・カーボンは大気中に浮遊している固形の粒子状物質（PM）の断片（煤）で、家庭、産業、交通輸送及び農業の各部門で、化石燃料、バイオ燃料、バイオマス燃料を使用した際の不完全燃焼が原因で発生する。大気中に放出されると太陽光を吸収して大気を直接暖める作用があり、気候に間接的な影響を及ぼす。また、氷河や積雪地帯の表面に沈着すると太陽光の吸収を高め（アルベド効果が弱まる）、氷や雪の融解を加速させる。

ブラック・カーボンの大気中での寿命は3日間から8日間程度で二酸化炭素よりはるかに短い、地球温暖化係数が高く、その値は190から2,240と大きな幅がある。その理由のひとつは、ブラック・カーボンが、温暖化効果と冷却効果をそれぞれ持つ複数の汚染物質とともに排出されることが多いためである。例えば、オルガニック・カーボン（有機炭素）や硫酸塩と共に排出された場合は太陽光を散乱させて大気を冷却する。すなわち、この場合、ブラック・カーボンの排出削減は温暖化対策にならないことになる。しかし、ブラック・カーボンと有機炭素の割合によって正味の放射強制力は異なってくるため、温暖化対策効果も変化する。また、雲の形成に関する効果も分析が困難である。

このように、ブラック・カーボンなどのSLCF排出削減の温暖化対策への効果は複雑である。

この悩ましい問題に対しては、SLCF排出削減の温暖化対策としての効果を、北極圏、あるいは氷河地域などの地域的な温暖化対策としての短期的な効果に限定して議論するのが整理の仕方としては有効である。

つまり全球への効果は不確実性があるものの、アルベドの変化（この場合は、ブラック・カーボンな

どが氷雪に沈着して温暖化が進める方向への変化)も含めた北極圏などの温度上昇を抑える効果だけで、SLCFの排出削減の意義は十分にあると考える。この理由としては、北極圏の場合、温度上昇が全球の2倍で、かつ氷床融解が全球での海面上昇をもたらす、凍土融解からのメタン大量排出の可能性など、北極圏の温度上昇が全球レベルの気候変動の閾値(Tipping point)到達を早期にもたらす可能性がある。また、極地(圏)以外の地域でもSLCF排出削減も、広域輸送を考えると、極地(圏)の温暖化上昇を防ぐ効果がある。もちろん、大気汚染物質としての健康被害軽減のベネフィットは強調できる。

したがって、SLCF排出削減の温暖化対策としての意義に関しては、1) 全球の温暖化対策としての効果(この場合は放射強制力の正負)はよくわからないと認めつつ、2) 温度上昇が激しい極地(圏)や氷河地域という特定地域の温暖化を防ぐという効果を重視し、3) 結果的に極地(圏)の温度上昇を遅らすことによって、極地(圏)における急激な環境変化を低減させ、全球的な被害や影響が大きい海面上昇や凍土融解によるメタンの大量排出を抑え、全球での気候変動が不可逆的になるTipping pointに達する時間を遅らす、という整理の仕方が良いと考えられる。

このような科学的な不確実性がある上に、SLCFの排出削減に関しては、政治的な課題もある。それは、SLCFの議論というのは、SLCF排出削減の機会が少ない先進国から、機会が多い途上国への責任押し付けという批判があるからだ。そのために、アジアの国においても、前述のCACCなどの国際協力ネットワークに対するスタンスは異なる。

いずれにしろ、科学と政治の両方において、SLCFの議論はより深められる必要がある。

倪 亦非 (NI Yifei)
新疆自治区環境保護庁高級顧問

ウルムチにおける大気汚染物質と温室効果ガスの協同制御

ウルムチ市の大気汚染は、とりわけ冬の暖房器具使用によって非常に深刻なものとなっている。この問題はすでに住民の健康や社会の安定に対して一定の影響を及ぼしている。現在、同市の大気質は中国全国の省都の中でも芳しくない。新疆自治区政府及びウルムチ市政府は、ウルムチ市の大気汚染改善を、同区・市政府が実施する民生プロジェクトの最重要項目に位置づけており、5年間で180億元を投じて大気質を改善し、SO₂、NO_xなどの排出量を減少させる計画である。また同計画の実施によって、低硫黄、低窒素、低粒子状物質と低炭素の実現を図ることをも視野に入れている。そのため、市政府は「モデル創出(創模)」、「文明都市の創造」などの政策を展開している。

上記と合わせて、温室効果ガスの排出削減の任務も非常に大きい。また、国家および新疆自治区の下で、ウルムチ市が課せられた第12次五カ年計画期間における省エネ・排出削減の義務は非常に大きい。同市が現状を維持しながら省エネ・排出削減を実施したいのならば、新しい政策や手段を講じる必要がある。

環境保護部は現在「大気汚染の区域联防联控(各関連地域・部門による協同取組み)」計画を展開しているが、ウルムチ市は同計画の試験都市の1つに指定されている。しかし、いかに多くの汚染物質の協同制御を展開するかは技術的にも克服すべき難題であり、この問題はウルムチ市にとって意味があるだけではなく、全国その他の試験都市にとっても模範を示すことが出来る。

そこで、我々はウルムチ市が実施する大気汚染物質と温室効果ガスの協同制御に関する研究において、ウルムチ市の基本状況に焦点を合わせ、協同制御の試験都市建設を提案し、協同制御に関する技術政策の捨象、行政部門の計画の策定や政策実施手段を検討している。

また、我々はウルムチ市が第12期五カ年計画の省エネ・排出削減目標にそって、重点業界に絞って分析を行い、協同制御に関する計画設計を行う予定である。

具体的内容は以下の通りである。

- ・発電業界の協同制御計画
- ・鉄鋼業界の協同制御計画

- ・セメント業界の協同制御計画
- ・交通協同制御計画
- ・採掘業協同制御計画
- ・省エネ建築業の協同制御計画
- ・建材業界協同制御計画
- ・塩素アルカリ化学業界協同制御計画

同時に、マクロ経済体系および汚染業界における省エネ・排出削減計画及び目標を以下の通り定めている。

- ・マクロ経済構造とその規模・効率が協同制御に及ぼす影響への分析
- ・汚染業界の構造とその規模・効率が協同制御に及ぼす影響への分析
- ・汚染業界の効率、排出削減の潜在力が協同生業に及ぼす影響への分析
- ・汚染業界の工業分布が協同制御に及ぼす影響への分析

上記の点を基に、「ウルムチ市協同制御についての試験都市方案」の策定を提起する。

倉持 壮 (KURAMOCHI Takeshi)
地球環境戦略研究機関研究員

長期的な原子力依存低減を考慮した、 気候変動対策における日中研究協力の可能性について

1. はじめに

日本は様々な課題を乗り越え、福島第一原発事故のような惨事を二度と起こさない責任を持つと同時に、早急に低炭素・持続可能な社会へ転換させていく責任も持つ。原子力の安全性の一層の向上に努めるのは当然である一方、原発事故のリスクをゼロにすることは困難であり、日本以外の国々においても長期的な低炭素社会実現に関して、将来的に原子力の利用が制限されるシナリオも考慮する必要がある。

アジアにおける低炭素社会実現へ向けた最先端の政策・行動は日本と中国で形成されており、日中の気候変動対策分野における連携は行政・ビジネスのみならず、学術・政策研究においても今後一層重要になる。本稿では弊機関が昨年実施した、日本が長期的な原子力依存低減と二酸化炭素（CO₂）排出の大幅削減を同時に実現する場合のエネルギー需給シナリオ研究を紹介すると同時に、アジアにおける低炭素社会実現へ向けた日中の研究協力の可能性について検討する。

2. IGES による長期エネルギー・CO₂シナリオ分析

昨年弊機関が発表した研究報告^{1,2}では、CO₂排出量を2050年までに1990年比で80%削減する場合、福島原発事故以前のエネルギー基本計画のように、原子力を将来にわたり増やしていくシナリオと、原子力への依存度を2050年までに段階的に低減させるシナリオとでエネルギーシステムの姿にどのような差が出るのかを、ボトムアップのエネルギーシステムモデル（TIMES 統合評価モデル）を用いて試算・比較した。

福島原発事故以後の日本の電力供給については下記の2つのシナリオを想定し、各シナリオにおいてコスト最小となるような具体的な電源構成およびその場合の国全体のエネルギー供給システムコストを検証した。両シナリオにおける2050年までのCO₂排出量については、1990年の水準（11.4億トン）に対して2020年に17%減、2030年に40%減、そして2050年に80%減と想定した。

¹ Bhattacharya, A., Janardhanan, N.K., Kuramochi, T. Balancing Japan's Energy and Climate Goals: Exploring Post-Fukushima Energy Supply Options. Chapter 2 of the IGES Policy Report No.2012-01: Lessons Learnt from the Triple Disaster in East Japan. Institute for Global Environmental Strategies (IGES), Hayama, Kanagawa, Japan, 2012.

² 本稿の一部は、環境経済・政策学会2012年大会（9月、於東北大学）にて発表された論文（倉持、Bhattacharya, Janardhanan, 2012. 「エネルギーミックスの選択肢に関する経済影響評価：原子力の段階的な依存度低減シナリオ、2050年CO₂80%減は可能」）から抜粋したものである。

① レファレンス (REF-LC) シナリオ

福島原発事故以前のエネルギー政策を維持しつつ、2050年におけるCO₂排出量を1990年比80%削減するシナリオ。エネルギーシステム総コストの最適化を優先させるため、原子力を除いて2010年エネルギー基本計画に示された目標を外部パラメータとしては反映させていない。

② 段階的原子力依存低減 (NPO-LC) シナリオ

2050年までに原子力発電が段階的に低減することを想定しつつ、2050年におけるCO₂排出量を1990年比80%削減するシナリオ。

分析の結果、NPO-LCシナリオにおいては風力発電および太陽光発電がほぼ上限値まで配備される（上限は風力発電90GW、太陽光発電180GW）ことが示唆された。他方、REF-LCシナリオにおいては、風力発電は比較的多く（59GW）配備されるものの、太陽光発電の配備は38GWと限定的である。REF-LCシナリオにおける2050年の原子力発電量は63GWとなった。

CO₂排出の内訳について、REF-LCおよびNPO-LC両シナリオの結果を図1に示す。2つのシナリオの全体的な傾向は似ているが、大きく異なるのはCCSによるCO₂の貯留量である。NPO-LCシナリオについてはREF-LCシナリオより年間1億7000万トン多い、年間約3億5000万トンの貯留が必要であると算出された。原子力を使わずにCO₂排出を大幅削減するには、再エネ、CO₂回収・貯留 (CCS) 技術を最大限活用する必要があり、これら技術・産業を早急に開発・育成する必要性が示唆された。

しかし、CCSなど特定の低炭素技術に大きく依存するのは好ましくない。原子力を使用せずに2050年におけるCO₂排出の1990年比80%削減を目指すには、エネルギー供給側の低炭素化を推進するとともに、ライフスタイルおよび経済構造の変化を促すようなエネルギー需要抑制策が一層重要になる。

2010-2050年におけるエネルギーシステム総コスト（化石燃料輸入、投資費、固定費、その他変動費の総和の正味現在価値）については、原子力への依存を段階的に低減させるNPO-LCシナリオの方が、REF-LCシナリオに比べ1%程度高くなることが示唆された。また、年間のエネルギーシステム総コストの増加は、平均でGDPの約0.13%程度である。このコスト増加の大半を、天然ガスをはじめとする化石燃料の輸入費が占める。2030年頃までは天然ガス需要が大幅増加（最大約50%）するため、新たな天然ガス調達先の確保が一層重要になることが示唆された。

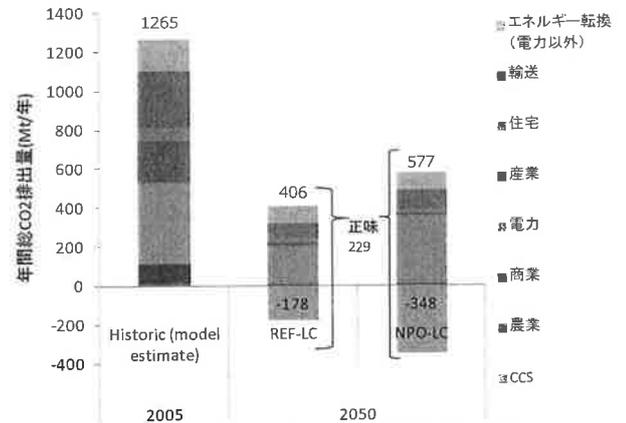


図1：2050年におけるCO₂排出量の内訳

3. 日中における低炭素社会実現へ向けたインプリケーションと今後の研究協力への提言

- 長期的に原子力の利用が制限される場合、エネルギー供給の点からは再エネだけでなくCCSの重要性が一層高まることが示唆された。CCSについては日本国内のCO₂地下貯留ポテンシャルが小さいため、長期的には、日本国内で回収したCO₂を貯留ポテンシャルの大きい中国で貯留するか、中国でCCS事業を展開して排出クレジットを取得する、等の展開が想定される。CCSのコンポーネント毎（分離・輸送・貯留）の技術開発における協力だけでなく、日中を跨ぐCCSチェーン全体のシステムに関する分析も今後重要になると考えられる。
- CCSなど特定の低炭素エネルギー技術の利用には限度があるため、原子力の利用が制限されるシナリオでは省エネの重要性が一層高まる。日本は省エネ技術において世界をリードしており、中国での省エネ・CO₂排出削減の促進に現在想定されている以上の大きな貢献ができる。また、日中両国の省エネ推進制度（法律、認証、補助金）に関する情報交換および効率性・有効性の分析や比較も今後政策担当者にとって一層重要になる。
- 発電部門だけでなく産業部門においてもCO₂排出係数の高い石炭の大量消費からの脱却へ向けた取り組みが一層重要になり、この分野に日中協力の大きなポテンシャルが見出せる。例えば、鉄鋼生産は多大なCO₂排出を伴うが、中国と日本は世界1位と2位の粗鋼生産量を誇る。鉄鋼業界は厳しい国際競争に晒されており、一国が単独で温暖化対策を実施することは困難なため、多国間協力が重要になる。研究者レベルでは、排出量取引等の市場メカニズムだけでなく、日中両国で生産される鉄鋼製品の品質の差や、回収される鉄スクラップの将来見通しや適切な配分なども考慮した上で、日中の鉄鋼業からのCO₂排出を効率的に削減するためのロードマップを、日中共同で提案することができると考える。

中国電力業界の硫黄、窒素、炭素の 排出削減における環境経済の経路分析

1. 電力業界の概況

中国にとって電力業界はかねてからエネルギー消費、大気汚染物、温室効果ガス排出問題に取り組む上での重点業界である。第11次5ヵ年計画（2006～2010年）の間、中国の電力業界は急速な発展を遂げた。中国の電力業界における2010年の総設備容量は98,219万kW、総発電量は42280.15億kWhである。同期間中に、中国の電力業界では多様な省エネ排出削減技術を導入し、電力供給における石炭消費量の低下、SO₂排出量の大幅減少などにみられるように、一定の効果をあげた。

2. 電力業界における共制御（Co-Control）の必要性

第12次5ヵ年計画（2011～2015年）期間においては、SO₂の排出削減をひき続き実施するほか、窒素酸化物（NO_x）も排出削減の対象となっている。また、電力業界は、温室効果ガスの排出削減の重点業界ともなっている。第11次五ヵ年計画期間中の電力業界における省エネ・排出削減の実施状況を振り返ると、排出削減措置は単なる末端処理が主であり、これでは限界排出削減コストが増え、今後排出削減がより困難になる。一方、大気汚染物質と温室効果ガスの「共制御」を強化するという方法は、省エネと排出削減を一体的に実現し、種々の汚染物質を総合的に制御し、汚染制御の効果やその経済性を高める上で重要である。

3. 電力業界における共制御方法の分類

電力業界の共制御の方法は、概ね製造工程における排出削減と、構造的排出削減の二つに分類できる。前者は生産プロセスにより、クリーン石炭技術などの事前制御、生産プロセス内における制御、末端処理による制御、の3種類がある。他方、構造的排出削減とは、例えば発電所を新たに建設する際に、従来の石炭火力による発電から、新型火力発電技術を利用した発電や、天然ガス・水力・原子力による発電、風力・バイオマス・太陽光発電等の新エネルギーによる発電に切り替え、電力構造の最適化を実現する方法である。

4. 結論

排出削減における末端処理は、ある特定の汚染物質を削減すると同時に、エネルギー消費のために他の汚染物質の排出が増える懸念がある。代わって省エネ効率を高める技術の利用・開発や、水力発電、原子力発電、新エネルギー発電、仮想発電所の設置などを通じた従来の石炭火力発電を代替する構造的な排出削減の方法も、種々の汚染物質を共制御できるだろう。

第12次5ヵ年計画の期間中、電力業界における技術の開発・利用による排出削減や構造的排出削減の展開は、依然として大きな排出削減の可能性を有している。電力業界における温室効果ガスなどの総量排出削減目標と排出削減の総コストの制御という目標を結びつけ、単独の汚染物質或いは複数の汚染物質排出削減のロードマップの作成は、政策決定者の適切な排出削減計画策定に役立つだろう。

地方自治体における建築物環境配慮計画書制度

背景

建築物の省エネ性能向上は電力需要を左右するものであり、地域における総合的な温暖化対策の主体として、また、低炭素都市政策の実施主体としての地方自治体の施策動向に注目する必要がある。近年、地方自治体レベルでの建築物の省エネ性能の向上施策として、「建築物環境配慮計画書制度」(以下、建築物計画書制度)が普及しつつあるものの、制度の運用実態や実効性についての検討は十分に行われていない。

目的

地方自治体での建築物省エネ化対策の動向を把握するため、建築物計画書制度に着目し、条例の法的構造と制度の運用実態を行政法学的視点から分析し、制度の実効性や課題を明らかにする。

主な成果

1. 条例の法的構造

2009 年末までに本制度を導入している 21 の地方自治体 (以下、団体) における制度の目的や主な仕組みなどの共通点、特徴を抽出した後、独自条例に基づいて制度を運用している 15 団体の条例分析を行って、以下を明らかにした。

(1) 制度の特徴

各団体の制度は、制度の対象となる建築物の規模をはじめ、環境配慮措置に関する項目や評価基準等において種々の相違点がみられるものの、以下の制度設計上の共通点も見受けられる。すなわち、建築主が地方自治体の定めた評価指針等に照らし、建築物環境性能について自己評価を行い、その結果を地方自治体に届け出るとともに、行政がその結果を公表するというものである。

(2) 規制仕組みの分析結果

15 団体の条例の共通点としては、環境配慮措置導入に関する義務規定はあるものの、そもそも履行すべき義務内容が明確ではないため、努力義務にとどまるものであることがあげられる。また、届出義務に関する明確な義務規定はあるものの、義務不履行に対する是正・制裁措置は、「勧告+違反事実の公表」にとどまるものであり、規制力は決して強いものではない(表 1)。

2. 制度運用の実態調査結果

規制力が強くない本制度の場合、届出義務の遂行実態を把握したり、遂行を促進する方策を設けたりすることが制度の実効性を上げるために必要である。建築物計画書制度の実態把握や促進方策等を、アンケート調査(配布; 21 団体、回収; 20 団体)により明らかにした。

- (1) 対象建築物に対する届出率を 100% であると回答したのは 1 団体である。把握していない (5 団体) や、90% 未満 (8 団体) との回答もあり、届出実態の把握をすべての団体が行っているわけではない。
- (2) 基準適合率の向上策として、①金利優遇(5 団体)、②表彰制度(2 団体)、③認証制度(1 団体)、④総合設計制度とのリンク(9 団体)が挙げられた。3 つの向上策を組み合わせ導入している地方自治体は 1 団体(①、②、④)であるのに対し、1 種類の施策しか導入していないのが 8 団体である。また、何ら向上策を講じていないのが 8 団体もあり、すべての地方自治体が対策を講じているわけではない。

3. 実効性確保のための効果的な対策

訪問ヒアリング調査(6団体)と上記のアンケート調査により、届出率や基準適合率の向上策として、複数の団体では、①建築物計画書制度と建築許認可制度とをリンクさせる手法や、②建築物環境性能表示制度(以下、ラベリング制度)等をすでに導入しており、かつ一定の効果があることが分かった。

①は、建築許認可権限部署との連携によって建築物計画書制度を建築確認申請の事前手続として位置づけ、建築物計画書制度の周知徹底を図る手法であり、届出率の向上効果が指摘できる。

②のラベリング制度は、集合住宅の建築主等に、新聞、テレビなどにおいて行われる販売広告の中で、一定の形式に沿ったラベルをもって建築物の環境性能を表示させるものであり、「制度の見える化」や「物件の差別化」を通じた基準適合率の向上効果が指摘できる。

表1 条例の法的構造

団体名		都道府県										政令指定都市				
		埼玉県	東京都	長野県	静岡県	愛知県	京都府	大阪府	兵庫県	広島県	札幌市	さいたま市	横浜市	川崎市	名古屋市	京都市
制度の概要	新築・増築	○	○	○	○	○(改築)	○	○		○(改築)	○	○(改築)	○(改築・移転)	○(改築)	○	○
	増設・増築替え															
	空気調換設備の設置・改															
	努力義務	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
最低基準遵守義務		※2														
届出時期	工事着手21日前	建設申請30日前	工事着手21日前	工事着手21日前	工事着手21日前	工事着手21日前	工事着手21日前	工事着手21日前	工事着手21日前	工事着手21日前	工事着手21日前	工事着手21日前	建設申請21日前	工事着手21日前	工事着手21日前	
計画書の公表	ウェブ公開	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
提出義務違反	計画書の公表	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	最正措置	勧告	○	○	○(拒否の場合のみ)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	罰則	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	罰則	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
その他の規制の仕組み	是正措置	指導・助言	○(指導・助言)	○(知事の指導努力義務)				○(指導・助言)	○(指導・助言)	○(包括的な指導・助言)	○(指導)	○(指導・助言)	○(指導・助言)	○(指導・助言)	○(指導・助言)	
	罰則	○														
	罰則	○	○													
	罰則	○	○													
調査権限	調査権限	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	報告書の提出拒否、または虚偽の記載	罰則									○(5万円以下)	○(懲役6か月、30万円以下)		○(10万円以下)		
	罰則															
	罰則		○(10万円以下)			○					○(20万円以下)	○(懲役6か月、30万円以下)		○(10万円以下)		

※1 2009年末までの条例内容 ※2 東京都では、2010年1月1日より導入、最低基準遵守義務を導入 ※3 特定緑化建築物が対象

表2 届出件数

調査対象	対象建築物の床面積の下限(m ²)	根拠規定	評価基準	施行日	届出状況									
					2002年度	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度(12月31日まで)	計	
1	東京都	10,000	分	評価基準	2002.05.1	115	180	185	187	208	158	157	67	1277
2	名古屋市	2,000	分	CASBEE	2004.04.1	--	--	148	234	211	229	173	70	1065
3	大阪市	5,000	変換+積+換	CASBEE	2004.10.1	--	--	41	118	97	109	73	37	475
4	横浜市	5,000	分	CASBEE	2005.07.1	--	--	--	93	123	113	102	24	455
5	京都市	2,000	換	CASBEE	2005.10.1	--	--	--	21	104	93	68	48	334
6	京都府	2,000	換	CASBEE	2006.04.1	--	--	--	--	26	42	22	21	111
7	大阪府	5,000	換	CASBEE	2006.04.1	--	--	--	--	95	101	115	69	380
8	神戸市	2,000	変換+積+換	CASBEE	2006.08.1	--	--	--	--	88	136	104	46	354
9	兵庫県	2,000	換	CASBEE	2006.10.1	--	--	--	--	81	203	287	20	591
10	川崎市	5,000	分	CASBEE	2006.10.1	--	--	--	--	38	47	40	27	152
11	長野県	2,000	換	評価基準	2007.02.20	--	--	--	--	--	56	47	23	128
12	静岡県	2,000	換	CASBEE	2007.07.1	--	--	--	--	--	120	222	94	438
13	静岡県	2,000	積換	CASBEE	2007.07.1	--	--	--	--	--	15	37	20	72
14	浜松市	2,000	積換	CASBEE	2007.07.1	--	--	--	--	--	27	39	18	84
15	福岡市	5,000	変換	CASBEE	2007.10.1	--	--	--	--	--	18	37	21	76
16	奈良市	2,000	変換	CASBEE	2007.11.1	--	--	--	--	--	5	18	5	28
17	札幌市	5,000	分	CASBEE	2007.11.1	--	--	--	--	--	20	49	26	95
18	さいたま市	2,000	分	CASBEE	2009.04.1	--	--	--	--	--	--	--	29	29
19	広島県	2,000	換	省法+CASBEE	2009.04.1	--	--	--	--	--	--	--	8	8
20	埼玉県	2,000	換	CASBEE	2009.10.1	--	--	--	--	--	--	--	4	4
21	愛知県	2,000	分	CASBEE	2009.10.1	--	--	--	--	--	--	--	26	26
22	神奈川県	5,000	換	CASBEE	2010.04.1	--	--	--	--	--	--	--	0	0
23	鳥取県	2,000	換	CASBEE	2010.04.1	--	--	--	--	--	--	--	0	0
24	広島市	2,000	換	CASBEE	2010.04.2	--	--	--	--	--	--	--	0	0
25	岐阜県	2,000	換	未公表	2010年予定	--	--	--	--	--	--	--	0	0
26	北海道	2,000	換	未公表	2010年予定	--	--	--	--	--	--	--	0	0
27	堺市				未定	--	--	--	--	--	--	--	0	0
28	熊本県				未定	--	--	--	--	--	--	--	0	0
29	岡山県				未定	--	--	--	--	--	--	--	0	0
30	仙台市				未定	--	--	--	--	--	--	--	0	0
31	千葉県				未定	--	--	--	--	--	--	--	0	0
32	新潟市				未定	--	--	--	--	--	--	--	0	0
					115	180	374	853	1051	1,404	1,580	725	6,182	

公:公害防止条例 換:温暖化対策条例 省法:エネルギーの使用の合理化に関する法律
県:都道府県条例 変換:指導変換

趙 穎臻 (ZHAO Yingzhen)
世界資源研究所研究員

ソーラー産業・風力産業における 中国の海外投資動向とその牽引力

本報告の目的は、中国のソーラー産業、風力発電産業における海外投資の動向、要因、投資増加の牽引力に対する政策形成者、投資家、研究者への理解の一助とすると同時に、同海外投資の規模、性質、類型を検証し、これらの投資を牽引する政策・市場要因を明らかにすることである。

我々が収集したデータによると、中国は過去 10 年間で、少なくともソーラー産業、風力産業において、33 カ国で 124 案件の投資を行っている。そのうちデータの収集が可能な 54 案件の投資額は合計で 400 億ドル近くに登り、53 案件の設備容量は合計で約 6,000MW 増加している。また、124 案件のうち、41 案件は風力産業、81 案件がソーラー産業、2 案件が両産業にまたがる投資である。投資の多くは発電に対するものであり、風力産業への投資のうちの 27 案件、ソーラー産業への投資の 41 案件の大部分は合弁企業によるウィンド・ファームで実施されている。数件の投資は、設備製造やオフィス設立などに行われている。投資先はほとんどが米国、ドイツ、イタリア、オーストラリアといった数カ国の先進国に集中しているが、南アフリカ共和国、パキスタン、エチオピアも投資先として人気がある。

中国は風力産業、ソーラー産業において、重要な海外投資国として台頭している。過去十年間で、中国は、政策のプル要因・プッシュ要因、国内外の市場条件や金融セクターの支援に後押しされ、着実に両産業における投資を増加させている。中国の投資は米国、ドイツ、イタリア、オーストラリアやその他の先進国に集中しているが、一方で南アフリカ、パキスタン、エチオピアといった発展途上国への投資も増えており、今後数年間は増加が続くとみられる。

ソーラー産業、風力産業における中国の強大な製造能力は、国内市場が飽和状態であることと合わせて、同産業が海外に市場を求める潜在的要因であるように見える。上記の問題に対して、輸出増加は部分的な解決にはなるが、問題そのものの解決にはならないし、中国の産業はとりわけ米国の複数の主要産業分野において輸入制限が課されている。その結果、投資は市場におけるシェア拡大と保持の手段であると同時に、新しい技術の習得、金融危機によって過小評価されている資産獲得の手段となった。また、新疆の風力発電企業「ゴールド・ウィンド」の事例にみられるように、外国企業に対する製品輸出の需要さえも生み出している。

中国政府による政策支援、そして主に国有銀行からの金融面での支援は、海外投資を奨励している。中国の「走出去（対外投資）」政策および新興産業に対する戦略的発展の重視は、中国企業の海外投資を後押しする効果があった。とりわけ中国発展銀行による金融支援は海外投資に限定したものであったが、大部分がこうした企業の海外投資を含むビジネス拡大に対するものであった。

外国直接投資にあたり、ホスト国の免税措置をはかる「ホスト国政策」や、再生可能エネルギーの固定価格買取制度なども、中国のソーラー産業と風力産業における投資を引きつけている。なお、これらの諸政策はその副作用として、輸出を抑制しているが、先進国市場では主流になっており、発展途上国でも整備されつつある。これらの傾向は、中国で風力産業およびソーラー産業の市場が拡大するにつれ、発展途上国での投資を促進させ、先進国市場への投資インセンティブを縮小させるかもしれない。

セッションⅡ：非伝統的安全保障における日中協力の新たな展望

余 遜達 (YU Xunda)
浙江大学公共管理学院教授

中国の大戦略と日中関係

1. 中国の台頭を推し進めることは、今や中国共産党の目標となっており、中国国民が認識しうる党の正統性ともなっている。「中国の台頭」とは、通常、経済発展に伴い人々の生活水準が先進国並みに達し、自らの能力で国家の安全保障を確保できつつあること、社会が変容し、農業を基盤とした伝統的社会から、産業、情報、知識を基盤とした社会が構築されつつあること、文化的ルネサンスにより、新しい文明が構築されうること、の3つを指す。

2. 中国の台頭は中国政府に大戦略を構築する必要を迫る。この大戦略は、5つの部分から成る。一つ目は、平和的な国際環境構築のためにあらゆる策を講じることである。そうすることで中国は平和的發展を実現できる。二つ目は、国家の革新的利益を確保すべく、限定的かつ効果的な軍事力を発展させることである。三つ目は、世界的に認識されるような、共有価値を創出することである。四つ目は、グローバル・ガバナンスに積極的に参加し、国際的責任を引き受けることである。五つ目は、国内外の発展を結び付け、相互に補完しあうようにすることである。

3. このような大戦略を実現するためには、中国は対内的にも対外的にも多大な努力が必要である。国際的な観点からみると、中国は1980年代初期から平和的環境を維持し、ある意味ではグローバル・ガバナンスの形成に貢献しているといえる。しかし、一方で中国は多くの課題に直面している。すなわち、中国と利害関係があり、戦略的矛盾ないしは紛争を抱えている米国、日本、インドといった大国とどのように関係を構築していくか、安全保障のジレンマの問題をどのように防ぐか、フィリピンをはじめとする諸外国が抱く中国の脅威をどのように減少させるか、中国と諸外国双方が将来を有望視できるような包括的な体制をどのように設立するか、複数の文化や価値をどのように尊重していくか、などである。

4. 日中関係は明暗両面をもつアンビバレントな関係である。しかし、歴史というものは、日本との良好関係が、中国の外交政策にとって非常に重要であることを教えてくれる。1970年代に日本が中国の反覇権的立場を支持したことは、中国の安全保障と日中の経済的結びつきに大きく貢献し、中国の發展戦略を強力に支えることとなった。アジアの二大国として、日中はアジアの台頭を成し遂げるために多大な貢献をしたが、このことは根本的に世界情勢を塗り替え、中国の平和的台頭に対する重要な背景要因となった。長期的観点からみると、中国にとって日本との良好関係の發展は依然として必要である。

5. 現在、日中関係の發展において最も障害となっているのは、釣魚島／尖閣諸島問題である。釣魚島／尖閣諸島をめぐる領有権争いは、双方の国家主権にかかわる問題であり、どちらか一方の譲歩を引き出すことは非現実的であろう。このような場合、日中関係をどのように發展させていけばよいのか。中国側の立場からは、以下の4点を強調したい。(1) もし我々が大戦略を構築する際に基準を設けるとしたら、釣魚島／尖閣諸島をめぐる領有権問題は部分的な問題であり、あらゆる状況、および大戦略の実施に対してこの問題の影響を及ぼすことはできない。(2) とりわけFTA交渉が進行している状況下で、経済関係の推進を維持すべきである。「政冷経熱」は政治と経済両方が冷えた状況よりも、改善されたことは明らかである。(3) 非政府部門間の対話、とりわけ研究者間による対話は、両国間の相互理解と信頼を強め、政策形成者にも影響を与える。(4) 尖閣諸島／釣魚島の問題についても、例えば両国間は法の執行を直接的に行わず、両国が釣魚島／尖閣諸島問題における国連の環境保護域に合意するなどの方法によって、両国間の緊張を和らげる方法を模索できるだろう。

グレゴリー・ムーア (Gregory J. MOORE)
浙江大学公共管理学院副教授

面子をいかに立てるのか？
日中海洋論争をめぐる政治とナショナリズム

尖閣諸島（魚釣島）をめぐる表面的な議論は、台頭する中国に対抗するために日本は防衛の構えをみせ、日本がリアリズムの観点から中国とのバランスをとるために抗議をしているように思われる。

だが、今回発表する内容は、国内政治と東アジア的概念である「面子」に焦点を当て、(1) なぜ今、日本が尖閣諸島を国有化したのか、(2) なぜ中国はこれほどまで強靱な反応を示すのか、という観点から論じていきたい。

1. 日本の国内政治における面子

右翼の石原都知事〈対〉中立の野田首相という構図が背景にあり、政治論争かつ選挙の重要課題となっている。

2. 中国の国内政治における面子

国力の増大により、積極的な外交姿勢を求める声がネット利用者や愛国者から湧きあがっている。中国政府はこれらの声を懐柔し、ナショナリズムを抑制しなければならない。

3. 日中間における面子

日本のリーダーは「国家の面子」を保たなければならない、中国に対して弱腰姿勢を見せることができない。尖閣問題で弱気になることは、政治グループ内の結束を弱め、自尊心をも傷つけることになる。右翼の石原都知事が政治力をつけようとしている間に、野田首相は尖閣諸島を国有化し、強い意志を示した。野田首相は石原都知事の動きを交わして、首相としての面子を保つことができた。しかし、尖閣諸島の国有化は、中国の面子を傷つけた。2012年9月に開催されたAPECサミットにおいて、胡錦濤国家主席は、野田首相に尖閣諸島を国有化しないように直接伝えた。

一方の中国においても、リーダーは面子を保つ必要がある。中国の国力が増すごとに、国民からの圧力は大きくなってきている。なぜなら、多くの国民は、現在の中国の国際的地位は不十分で正当に評価を受けておらず、尖閣諸島（魚釣島）を奪われたことは不名誉極まりないと信じている。中国政府は9月での反日抗議を黙認し、尖閣諸島周辺での抗議活動まで実施された。彼らは、日本は尖閣諸島を領土問題として認め、交渉のテーブルに着くよう訴えた。中国政府は極端な反日活動を掌握しようとしたが、過激な抗議と東シナ海海域での中国政府の政策は、日本の面子に挑戦する姿勢を見せることに終始した。中国は、日本の第二次世界大戦における謝罪が不十分であり、なおかつ日本のリーダーが靖国神社へ参拝していることに我慢できないでいる。日本によるこれらの行動は、中国人すべての面子を侮辱するものである。

4. 結論と展望

尖閣問題をめぐる両国の融和は困難を極める。第一に、日本は尖閣を領土問題として認めておらず、中国は日本の状況と立ち位置を誤解している。第二に、中国国内メディアの報道、たとえば、日本の船舶を追い払うというような海洋プレゼンスの強硬姿勢は、長くは続かないであろう。中国政府は、船や飛行機などによる抗議を野放しにはしないとされる。

両国に求められていることは、国内の圧力を考慮しながらも、国家の面子を損なうことなく、互いの顔を見合わせることを模索することである。両国が対峙するには、国内の不満を咀嚼しつつ、どのようなことが最低限必要なのかを探ることが問題を解くカギとなる。

國見 昌宏 (KUNIMI Masahiro)
元内閣情報調査室内閣衛星情報センター所長

東シナ海、特に尖閣諸島（中国名：釣魚島）を巡る日中の対立と 危機管理メカニズム構築の現状と将来

（要約）

1. 東シナ海、特に尖閣諸島周辺における日中の対立の現状
 - (1) 尖閣諸島は、日本が実効支配しているが、中国が領有権を主張している。
中国は、法執行機関の船舶や航空機を出動させて尖閣諸島周辺で領海や領空侵犯を繰り返している。
 - (2) 中国人民解放軍は、中国国民の対日感情の悪化を受けて、日本側の対応によっては、部隊の出動の可能性に言及している。
 - (3) 米国や英国、豪州の有力紙は 2013 年に尖閣諸島周辺の緊張が、日本と中国の軍事紛争に発展する可能性を懸念している。
2. 日本と中国双方から、東シナ海、特に尖閣諸島周辺での偶発事態回避のため、両国間で危機管理メカニズムを構築する必要性が提起された。その結果いくつかの協議が開催されたが、尖閣諸島問題による日中の関係悪化により、いずれも成果を見ていない。
尖閣諸島周辺での日中の緊張状況を考えると、これまで両国間で積み上げてきた危機管理メカニズム構築の機運が中断していることは極めて残念である。本来このメカニズムは、現在のような状況のために設定されるべきである。
3. 米国政府はこれまで尖閣諸島は「日米安保条約 5 条の適用範囲」と述べてきた。米議会は 2012 年 12 月に国防授權法に尖閣諸島が日米安全保障条約の適用範囲と明記した。これによって中国による同諸島周辺での武力行使（可能性を含む）を牽制した。
4. 日中の危機管理メカニズム協議の問題点と今後の方向性
 - (1) 日本側では、2012 年 12 月に新たに発足した新内閣で、安倍総理大臣以下主要大臣が日中関係の再構築を望むと発言をしている。
中国側も、比較的レベルの外交部報道官や駐日大使などが日中関係の正常化について発言している。しかし国家・政府首脳や共産党指導者の積極的な発言は未だ確認されていない。日本は当面は、今年 3 月の中国の国家・政府指導者の交替後における認識の変化を見守るしかない。
 - (2) 今年 3 月の中国の国家・政府指導者の交替以降に、仮に中国共産党や政府高官から日中関係について肯定的な発言が見られた場合においては、両国首脳は日中関係 4 文書と「戦略的互惠関係」の大局を再確認し、両国関係をリセットし直す必要がある。
その後、日本と中国は東シナ海（尖閣諸島を含む）における危機管理メカニズム構築について、相互信頼に立脚し、急ぎこれまでの成果の積み上げを図ることが重要である。
 - (3) 他方、中国側は現時点で東シナ海、特に尖閣諸島周辺での活動についての強硬な姿勢を変更していない。
このため、日本の政府指導者並びに領海、領空侵犯に現場で対応する海上保安庁と航空自衛隊は、今後数十年にわたる対処を覚悟の上で、慎重・冷静かつ我慢強く警戒・監視や侵犯阻止の努力を継続する必要がある。間違っても日中の船舶や航空機による小さなトラブルが偶発事態に発展することは回避しなければならない。
この際、日本政府は強い経済力を回復して対中競争力を強化すると同時に、国際社会に対し日本の拠って立つスタンスを明確にしてそれにふさわしい国家の態勢を整えるべきである。
同時に、東アジアで安定的な秩序を作っていくために、同盟国である米国のほか、友好国の豪や ASEAN 諸国、印及び露なども引き続き本件に関し緊密に連携することが重要である。

崔 順姫 (CUI Shunji)
浙江大学公共管理学院副教授

非伝統的安全保障協力： 非安全保障化から和解への道筋となり得るか

今日の世界情勢を踏まえれば、非伝統的安全保障分野における諸問題は、その重要性を増しており、とりわけ中日関係ではその傾向が顕著である。本稿では、この非伝統的安全保障分野における中日協力の強化が、両国関係を条件付けている長く根強い対立的状況を打破する上で、極めて重要であることを以下2つの論点から指摘したい。

非安全保障化への一方策としての非伝統的安全保障協力

昨今の東シナ海を巡る中日の対立的状況は、いわば「安全保障のジレンマ」に陥っており、それはまた中日間において成功裏に築かれてきた「戦略的互惠関係」さえも脅かしている。そうした中、中日両国は今、同関係を正常な状態に戻すための緊急のメカニズムを必要としている。「非安全保障化 (desecuritisation)」はそのメカニズムの一つであり、これは「緊急の事態を脱し、通常の政治的交渉のプロセスへと変換する」メカニズムである。

非伝統的安全保障分野における中日協力は、同メカニズムの一端を担うものである。例えば、中日間による環境協力は、1977年以降、その協力関係を拡大、深化させているが、それは近年における中日関係の「緩衝材」であり、また関係を良くするための潤滑油のような役割を果たしている。

「人と人との関係」を強化するための一方策としての非伝統的安全保障協力

非伝統的安全保障協力は、「人と人との関係 (people-to-people relations)」の関係を、より調和的かつ親和的な方向へと促進することも指摘したい。なぜなら、第1に、非伝統的安全保障分野における脅威—地球環境の変化や金融危機、越境犯罪や核物質による汚染等—is、諸国家のみならず、人々自身の安全にも大きな影響を与えるからである。こうした脅威に対しては、一国の政府のみで十分に対応することが難しく、非政府組織や市民社会といった諸アクターが、連携し合いながら問題の解決に取り組んでいる。

第2に、非伝統的安全保障分野における協力は、人間の安全保障への強化に寄与するからである。環境の変化や世界的な流行病、食糧難、自然災害といった脅威に直接晒されるのは、個人やグループ、地域社会であり、彼らが安全保障の主たる対象となる。そこで、こうした脅威に直面する人々は、国境を越え、互いに協力し合いながら、その脅威に対抗しようと連携関係を強めるのである。2008年の四川大震災の被害者らが、2011年の東日本大震災の被災者らへの支援活動を実施したことは、そのもっとも顕著な例であろう。それは、四川大震災後における日本の支援への御礼・感謝の表れでもあった。日本からの支援や救急医療チームの活躍は、中国の対日イメージを大きく変え、震災後のあるリサーチによれば、震災後、83.6%の人が日本を好ましいと考えるようになった（日本を好ましいと考える人は、前年の調査時より73.6%増加した）。

結論

非伝統的安全保障分野における協力が、いつも更なる協力と確かな利益をもたらすとは限らない。実際、希少資源を巡る問題などの場合は、むしろネガティブな「ゼロ・サム」的競争を誘発することもある。したがって、我々は同分野におけるネガティブ/ポジティブ両方の側面を視野に入れつつ、ポジティブな側面を最大化出来るよう努力しなければならない。また、非伝統的安全保障の重要性は、伝統的安全保障のそれにとって代わることはないことも、認識しておくべきであろう。非伝統的安全保障分野における協力は、伝統的安全保障分野での協力や人間の安全保障を補完するものと考えられるべきではなからうか。我々に今求められているのは、国家や人々が直面する外的脅威や恐れ、欲といったものをバランス良く考慮しつつ、既存の安全保障観に囚われず、より包括的な安全保障観から、安全の相互依存性と協力の役割に注目することであろう。

伊藤 一頼 (ITO Kazuyori)
静岡県立大学講師

東アジアの生産ネットワークと日中経済協力

日中間の経済関係の実態に即して、両国間でどのような協力が可能であり、また求められているのかを考えてみたい。

まず初めに認識しておくべき重要な点は、日中間にはすでに「事実上の経済統合」が存在すると言われるほど、両国の経済が深く結び付いていることである。1980年代後半から、日本の製造業は、生産コストを削減するため、生産工程を細かい単位に分割して近隣のアジア諸国に移し始めた。この国際分業戦略は、その後もますます活発化し、東アジアでは、部品や中間製品の段階から何度も国境をこえた取引が行われるようになった。これは産業内貿易と呼ばれ、東アジアの貿易構造の大きな特徴になっている。そして、特に中国は、こうした生産工程の連鎖のなかで最終の組み立て地点になることが多く、海外から部品の供給を受けて完成品を製造し、欧米市場に輸出している。その結果、例えば2009年における日本から中国への輸出の内訳は、中間財が69%を占め、最終消費財は4%にすぎない。

このように生産工程が多くの国にまたがっている状況で、仮に東シナ海で武力衝突が発生し、国際的な物流が遮断されれば、どの国も生産活動が立ち行かなくなり、壊滅的な打撃を受ける。国際関係論では従来から、貿易量が増えれば武力紛争の可能性は低下するという仮説が存在したが、そこで想定されていたのは完成品を貿易するだけの関係である。現在の東アジアのように、製品の生産そのものが国境をこえたネットワークのなかで行われる場合、武力紛争がもたらす経済的コストはなおさら高くなる。それゆえ、日本と中国は、生産活動が停止して国内の社会不安が増大しないよう、東シナ海の安全な物流を維持することに共通の利益を持つのである。これは、経済面での安全保障に関わる課題であり、国民生活の混乱を防ごうとすれば日中両国には緊密な協調が求められる。

ここでは特に、次の2つの点で協調を深めることを提案したい。第1に、現在の「事実上の経済統合」に制度的な裏付けを与えることである。従来から、日本・中国・韓国の間では、自由貿易協定(FTA)の締結に向けた予備研究が行われていたが、昨年11月20日、ついに正式な交渉開始が宣言された。日中間には尖閣諸島をめぐる政治的緊張がまだ残っているが、その一方で通商関係の強化に向けた姿勢が示されたことは、経済活動に悪影響が及ぶのではないかと人々の不安を取り除くうえで大きな意義があった。また、FTAを締結するメリットは、単に貿易の自由化を進めることだけでなく、紛争を未然に回避するための対話の仕組みを設けられる点にもある。これまで日本が締結したFTAでは、双方の国から政府と企業の関係者が参加して、ビジネス環境の整備や産業協力の推進について議論する委員会が設置されており、日中韓3か国FTAの共同研究でも、そうした委員会の設置が提案されている。もちろんそこでは、政治的な問題を直接扱うことはできないが、経済面での様々な課題を話し合いで解決することで、両国の間に信頼感が育ち、それによって政治的な紛争に対しても歯止めをかけられる可能性がある。

次に、日中間の協調に関する第2の点は、経済制裁や経済的圧力を外交政策の道具として用いるべきではないということである。2010年に尖閣沖で起きた漁船衝突事故で、中国人船長が逮捕された際、中国は日本に向けたレアアース(希土類)の輸出を事実上停止した。レアアースは、自動車やパソコンなどのハイテク部品を製造するうえで必要な原料であり、中国の輸出禁止によって日本企業の生産活動は打撃を受けたが、その日本企業から部品を購入していたのは主に中国企業である。また、昨年中国で発生した反日デモの影響により、日本企業は中国での自動車生産などを大幅に減らしたが、それは現地の合弁パートナーや部品メーカー、中国人労働者に対しても大きな損害を与えた。このように、日中間では経済の相互依存が非常に深いため、相手国への制裁や圧力は、自国経済への悪影響として跳ね返ってくる。したがって、経済力を政治的な問題に結び付けて利用することは、どちらの国にとっても決して得策ではない。

最後に、日本と中国が協力して取り組むべき政策として、世界貿易機関(WTO)のルールを尊重を挙げたい。WTOは157か国が加盟する国際組織であり、自由貿易の基本的ルールを定めている。そして、かつては日本、現在では中国が、このWTO体制の最大の受益者であると言える。中国は、2001年にWTOに加盟したことで、他国に製品を輸出する際に低い関税率が適用され、最恵国待遇も与えられるようになった。このように貿易条件が条約によって保証されたことで、外国企業は生産工程を本格的に中国に移し始め、それが中国の経済成長の原動力になった。また、2008年の世界金融危機の後、アメリカやEUは中国製品を標的として様々な貿易制限措置をとったが、中国はそれらをWTOに提訴し、最近だけで4つの事件に勝訴した。

ただし、その一方で中国は、レアメタルの輸出制限に関してアメリカなどから提訴され、WTOは昨年、中国のルール違反を認定した。WTOから受ける莫大な利益を考えれば、中国は自らの行為によってWTO体制の信頼性を損なうべきではなく、むしろWTOの自由貿易原則に率先して従う姿勢を示す方が賢明である。その点で、今年初めに、中国がWTOの見解を受け入れてレアメタルの輸出規制を撤廃したことは、たいへん適切な判断であった。日本と中国は、個別の事件ではWTOで争うこともあるかもしれないが、長期的には、ともに輸出大国として、WTOを国際公共財として維持することに共通の利益を見出すはずである。したがって、例えば両国の政府や学術機関の間で、WTOに関する意見交換や研究をこれまで以上に活発に行い、自由貿易ルールがもたらす利益について共通の認識を深めていくことは、両国にとって特に重要な協力分野であるように思われる。

宋 燕輝 (SONG Yann-huei)
台湾中央研究院欧米研究所研究員

海洋協力の推進と非政府アクターの役割

昨今における魚釣諸島／尖閣諸島の所有権を巡る対立的状況は、中日間や日台間の政治・経済関係においてネガティブな影響を与えており、それはまた、潜在的には、地域の平和と安定を脅かすものとなっている。この状況が更にエスカレートした場合には、米中、日米、米台関係なども深刻な影響を受けることとなる。

では、この状況のエスカレーションを如何に防ぐことが出来るだろうか。私は、中国、日本、台湾間での東シナ海における非政府組織を中心とした漁業協力、さらには油田やガスの共同調査、共同活用といった方策が重要であると考えている。2012年9月の米務省カート・キャンベル国務次官補の発言を借りれば、生物／非生物資源の共同調査や共同活用は、「(東シナ海諸島に対する)それぞれの主張者らが、実質的な利益を得るだけでなく、協力と協同の習慣を身に付けることを助長するものであり、また協力と協同の習慣は、最終的には、そうした対立の解消にとって不可欠なもの」である。

本報告では、東シナ海の非伝統的安全保障分野における海洋協力について、特に中国、日本、台湾の非政府組織に注目し、次の6つのポイントより議論していきたい。それらは、(1) 東シナ海を「平和と協力、友情の海」とする共通認識、(2) 野田政権下での6つのイニシアティブと安倍新政権の政策、(3) 馬政権による「東シナ海平和イニシアティブ」とそのインプリケーション、(4) 東シナ海における地域的行動規範の遵守というアイディア、(5) NGOは、東シナ海での海洋協力を推進する上で、その役割を果たせるか、(6) 将来的な課題と機会とは何か、である。

小谷 哲男 (KOTANI Tetsuo)
日本国際問題研究所研究員

日中による東シナ海問題の管理：機会と課題

2012年は日中友好40周年として大々的に祝われる予定だったが、尖閣諸島をめぐる日中対立により両国関係は大変厳しいものとなった。客観的にみて、尖閣諸島が歴史的にも国際法上も日本固有の領土であることは明らかで、中国側の主張は一貫性もなく言いがかりの域を出ていない。だが、双方の領有権の主張が真っ向から対立しているため、その相違を解決することは容易ではない。

一方、大局的観点から見ればアジアの二大経済大国である日中関係は極めて重要であり、尖閣諸島をめぐる対立が両国関係全体を規定することは好ましい状況ではない。日中両国が取り組まなければならないのは、尖閣諸島をめぐる立場の相違が両国関係の悪化と停滞につながらないように問題を管理することである。

日中が東シナ海で直面する課題は尖閣諸島だけではない。境界画定でも日本側は中間線を主張しているが、中国側は沖縄トラフまでの大陸棚自然延長を主張している。漁業資源や海底エネルギー資源の共同開発の促進、捜索救難協力及び連絡メカニズムの構築も急務である。

折しも中国では胡錦濤指導体制から習近平体制への移行が進んでおり、日本でも安倍晋三自民党政権が成立した。日中は新政権の下で戦略的互惠関係を再構築し、東シナ海を「平和・協力・友好の海」とするために共同管理を促進するべきだ。日中間にはすでにそのための枠組みが複数存在する。

日中漁業協定 (2000)
海洋の科学的調査の事前通報制度 (2001)
ガス田共同開発合意 (2008)
日中 SAR 協定原則合意 (2011)
日中高級事務レベル海洋協議 (2012)
日中海上連絡メカニズム原則合意 (2012)

日中漁業協定は、東シナ海において相互の EEZ における操業を可能とし、中間線付近には暫定措置水域を設けている。北緯 27 度以南の尖閣周辺海域には新たな措置は導入されず、EEZ は相互操業可となっているが、領海内での不法操業が課題として残っている。また、台湾も尖閣周辺における漁業権を強く主張しており、日台漁業交渉でも台湾側の暫定執法線と日中漁業協定との整合性が問題となっている。

海洋の科学的調査の事前通報制度では、相手国近海での調査の場合、2カ月前までに相手国に通報することになっているが、対象海域不明確で、中国による通告外海域での調査活動も問題となっている。

ガス田の共同開発に関しては、両国は中間線付近の白樺の開発に「中国の国内法の下で」日本法人が参加し、翌檜で5対5の共同開発をすることで合意している。詳細は協定を結んで確定することになっているが、中国により同じく中間線付近にある檜の単独開発が疑われている。また、2010年には、白樺の開発に日本法人が「参加」とされていたのが、「出資」と改められ、中国に5割超の比率で利益が配分されることになった。そもそも、中国強硬派がこの合意に強く反発しているとされ、2010年9月の尖閣諸島沖漁船衝突事件を機に協議が断絶されている。

日中 SAR 協定については、09年2月の日中外相会談で交渉開始に合意し、11年12月の第4回交渉で原則合意されている。だが、尖閣諸島の国有化をうけて実施の目処は立っていない。

日中高級レベル海洋協議は、11年12月日中首脳会合で合意され、12年5月に初会合が中国で開かれた。両国の海洋関係機関が一堂に会する大変画期的なもので、現場の海域対峙する海上保安庁や国家海洋局が構成メンバーであるため、信頼醸成・意思疎通の場として期待される。12年後半に日本で2回目の会合が開かれる

予定だったが、尖閣諸島の国有化で実施されていない。

日中の防衛当局による海上連絡メカニズムは、08年4月に第1回共同作業グループ会合が開かれ、10年7月の第2回会合では不測事態の発生防止と信頼醸成に寄与するとの共通認識が確認された。12年6月第3回会合で、双方は目的、構成、連絡方法で基本的な共通認識を持つに至っている。このメカニズムは一部先行して実施されるはずだったが、尖閣諸島国有化をうけて実行されていない。

これらの枠組みはもちろん欠点がないわけではない。しかし、これらの枠組みについて曲がりなりにも日中双方原則合意しているという事実は、両国が東シナ海の共同管理に前向きである証左である。日中両国はこれら既存の枠組みの価値を再度認識し、履行に向けて取り組むべきである。とりわけ、高級レベル海洋協議の早期再開を模索することが両国関係の安定につながると期待できる。また、日中が東シナ海の共同管理を進めれば、たとえば南シナ海問題を管理するための先例ともなるだろう。

段 烽軍 (DUAN Fengjun)
キャノン・グローバル戦略研究所主任研究員

非伝統的安全保障における日中協力の新たな展望

海洋の安全保障分野における非伝統的課題として、資源開発、環境保全、シーレーン確保などが挙げられる。日中両国の相互信頼、相互依存を深めて、戦略的パートナーシップを構築するために、個別の課題における協力が重要かつ必要である。しなし、これらの課題の解決には、その根本要因を解消することが不可欠な条件である。

1. 危機の到来

アジアにおける環境・エネルギーの将来は危機的になることと予測

- ・ エネルギー需給によるエネルギー資源の逼迫
- ・ ローカル環境汚染の悪化
- ・ 地球温暖化の進行
- ・ 資源開発をめぐる国際紛争の激化

2. 危機回避の課題

持続的な経済成長の維持と地球温暖化の抑制

- ・ 資源エネルギーの安全保障
- ・ 低炭素社会の実現と省エネルギー産業構造への転換

3. 日中の共通目標と課題

資源エネルギーの供給危機を断ち、海洋資源に関わる紛争を回避すること

- ・ 地球温暖化防止のための温室効果ガス排出目標の共有と公平性の実現
- ・ 低炭素技術と省エネルギーシステムの技術移転とアジア各国での実現
- ・ 再生可能エネルギーと原子力エネルギーの大規模導入による自給率の向上と非化石燃料の確保
- ・ アジア・エネルギーネットワークの構築（直流送電網、天然ガスパイプライン網、共同備蓄基地と多重なシーレーン網の共同管理）
- ・ アジアにおける資源循環(リサイクル)の国際的枠組みの構築

4. 「グローバル・フォーラム」について

【目的】

21世紀を迎えて世界の相互依存関係はいよいよ深まり、グローバル化やリージョナリズムが大きくなるとなっている。そのような世界的趨勢のなかで、世界、とくにアジア太平洋の隣接諸国と官民両レベルで十分な意思疎通を図ってゆくことは、日本の生き残りのための不可欠の条件の一つである。グローバル・フォーラム(The Global Forum of Japan)は、このような認識に基づいて、民間レベルの自由な立場で日本の経済人、国会議員、有識者が各国のカウンターパートとの間で、政治・安全保障から経済・貿易・金融や社会・文化にいたる相互の共通の関心事について、現状認識を確認しあい、かつそのような相互理解の深化を踏まえて、さらにあるべき新しい秩序の形成を議論することを目的としている。

【歴史】

1982年のベルサイユ・サミットは「西側同盟に亀裂」といわれ、硬直化、儀式化したサミットを再活性化するために、民間の叡智を首脳たちに直接インプットする必要が指摘された。日米欧加の四極を代表した大来佐武郎元外相、ブロック米通商代表、ダビニョンEC副委員長、ラムレイ加貿易相の4人が発起人となって1982年9月にワシントンで四極フォーラム (The Quadrangular Forum) が結成されたのは、このような状況を反映したものであった。その後、冷戦の終焉を踏まえて、四極フォーラムは発展的に解散し、代わって1991年10月ワシントンにおいて日米を運営の共同主体とするグローバル・フォーラムが新しく設立された。グローバル・フォーラムは、四極フォーラムの遺産を継承しつつ、日米欧加以外にも広くアジア・太平洋、ラテン・アメリカ、中東欧、ロシアなどの諸国をも対話のなかに取りこみながら、冷戦後の世界の直面する諸問題について国際社会の合意形成に寄与しようとした。この間において、グローバル・フォーラム運営の中心はしだいにグローバル・フォーラム米国会議(事務局は戦略国際問題研究センター内)からグローバル・フォーラム日本会議(事務局は日本国際フォーラム内)に移行しつつあったが、1996年に入り、グローバル・フォーラム米国会議がその活動を停止したため、同年2月7日に開催されたグローバル・フォーラム日本会議世話人は、今後独立して日本を中心に全世界と放射線状に対話を組織、展開してゆくとの方針を打ち出し、新しく規約を定めて、今後は「いかなる組織からも独立した」組織として、「自治および自活の原則」により運営してゆくことを決定し、名称も「グローバル・フォーラム日本会議」を改めて「グローバル・フォーラム」としたものである。

【組織】

グローバル・フォーラムは、民間、非営利、非党派、独立の立場に立つ政策志向の知的国際交流のための会員制の任意団体である。事務局は公益財団法人日本国際フォーラム内に置くが、日本国際フォーラムを含め「いかなる組織からも独立した」存在である。四極フォーラム日本会議は、1982年に故大来佐武郎、故武山泰雄、豊田英二、故服部一郎の呼びかけによって設立されたが、その後グローバル・フォーラムと改名し、現在の組織は大河原良雄代表世話人、伊藤憲一執行世話人、平林博常任世話人のほか、豊田章一郎、茂木友三郎の2 経済人世話人および 10 名の経済人メンバー、浅尾慶一郎、小池百合子、谷垣禎一の3国会議員世話人および 19 名の国会議員メンバー、そして島田晴雄、渡辺蘭の2 有識者世話人および 89 名の有識者メンバーから成る。ほかに一般支援者から成るグローバル・フォーラム友の会がある。

【事業】

グローバル・フォーラムは、1982年の創立以来四半世紀以上にわたり、米国、中国、韓国、ASEAN 諸国、インド、豪州、欧州諸国、黒海地域諸国等の世界の国々、地域との間で、相互理解の深化と秩序形成への寄与を目的として相手国のしかるべき国際交流団体との共催形式で「対話」(Dialogue)と称する政策志向の知的交流を毎年3-4回実施している。日本側からできるだけ多数の参加者を確保するために、原則として開催地は東京としている。最近の対話テーマおよび相手国共催団体は下記のとおりである。

開催年月	テーマ	共催団体
2013年1月	日中対話「未来志向の日中関係の構築に向けて」	北京師範大学環境学院(中国) 世界資源研究所(米国) 浙江大学公共管理学院(中国)
2012年3月 3月 2月	日・ASEAN対話「ASEAN統合の未来と日本の役割」 世界との対話「新興国の台頭とグローバル・ガバナンスの将来」 日米中対話「変容するアジア太平洋地域と日米中関係」	ASEAN 戦略国際問題研究所連合(ASEAN) 復旦大学(中国)、南洋理工大学(シンガポール) カーネギー国際平和財団(米国) 中国社会科学院(中国)
2011年10月 7月	日中対話「岐路に立つ日中関係」 緊急対話「東日本大震災と防災協力のあり方」	中国現代国際関係研究院(中国) 政策研究大学院大学、日本国際フォーラム 東アジア共同体評議会
2月 2月	日・東アジア対話「変動する東アジアと地域協力をめぐる新視点」 日米対話「スマート・パワー時代における日米関係」	ベトナム国立大学国際関係学部(ベトナム) 米戦略国際問題研究所(米国)
2010年9月 5月 2月 1月	日印対話「東アジアのアーキテクチャーと日印関係」 日米対話「非伝統的安全保障における日米協力の推進:海賊対策をめぐって」 日中対話「21世紀における日中環境協力の推進:循環型社会の構築にむけて」 日・黒海地域対話「変化する黒海地域の展望と日本の役割」	インド商工会議所連盟(インド) 全米アジア研究所(米国) 北京師範大学環境学院(中国) 黒海経済協力機構、駐日トルコ大使館、駐日ブルガリア大使館、静岡県立大学
2009年9月 6月 4月	日・ASEAN対話「金融・経済危機における日・ASEAN協力」 日中対話「変化する世界と日中関係の展望」 日米対話「オバマ新政権下での日米関係」	ASEAN 戦略国際問題研究所連合(ASEAN) 現代国際関係研究院日本研究所(中国) 全米外交政策委員会(米国)
2008年9月 7月 6月 1月	日・ASEAN対話「『第二共同声明』後の日・ASEANパートナーシップの展望」 日中対話「新段階に入った日中関係」 日本・東アジア対話「東アジアにおける環境・エネルギー協力の展望」 日米アジア対話「東アジア共同体と米国」	ASEAN 戦略国際問題研究所連合(ASEAN) 中国現代国際関係研究院(中国) シンガポール国立大学東アジア研究所(シンガポール) 米パシフィック・フォーラム CSIS(米国)

5. 「北京師範大学環境学院」について

本学院の前身は、中国国家教育部の承認の下 1983 年に設立された環境科学研究所 (IES) にある。IES は、この分野の研究教育機関として中国で最初に設立されたものであるが、2002 年には教育機能と研究機能がさらに強化され、北京師範大学の一学院に昇格した。

本学院は、この分野の先駆的な学術機関として、学部(学士号)と大学院(修士や博士課程の研究プログラム)で 100 以上の講座を提供しているほか、環境科学、環境工学、生態学および人口、資源、環境経済学の 4 つの分野で博士号を授与している。17 人の専任教授を含む 68 人のスタッフを抱え、153 人の学部生と 264 人の大学院生が在籍している。

研究分野は、(1)環境流量に焦点を当てた水生生態系、(2)システム生態学、システム力学、生態系モデリング、(3)湿地帯の形成、発達、進化、(4)水、土壌や堆積物の中の無機、有機汚染物質の物理的、化学的、生物学的推移、(5)排水や固形廃棄物処理、大気汚染防止といった環境工学、(6)環境アセスメント、環境管理、および環境経済学などである。

本学院はまた、他の高等教育機関との学術交流を積極的に推進しており、1995 年には、北京大学、清華大学、生態環境科学研究センターそして中国科学院との国家重点共同研究の研究拠点が本学院内に設立された。加えて、中国国家教育部の下での水と堆積物科学の重点実験室も本学院に設置されている。これら共同研究は、中国の持続可能な発展のための戦略を開発することを目的としている。

【お問い合わせ先】

住所: 〒100875 北京市新街口外大街 19 号

電話: +86-10-5880-6183

6. 「世界資源研究所」について

世界資源研究所（World Resources Institute : WRI）は、1982年6月3日に設立された、地球の環境と開発の問題に関する政策研究と技術的支援を行う研究機関であり、米国（ワシントンD.C.）に本部を構え、中国（北京）に事務所がある。また、WRIは特定の活動家グループや環境団体に与しない、独立した機関でもある。設立に当たっては、米国歳入法の下で税控除や献金を受けることの出来るデラウェア州法人組織として設立され、シカゴに籍を置くジョン・D&キャサリン・T・マッカーサー財団より、設立より5年間1500万ドルが支援されている。現在の理事長は、元米国輸出入銀行総裁のジェームス・A. ハーモンである。

WRI設立の背景には、創設者による、世界中の多くの深刻な地球環境問題（資源や人口、開発に係わる問題等）の解決へ向けた緊急の取り組みの必要性への認識がある。とりわけ、地球環境問題の脅威が広く知られるようになった1960年代から1970年代にかけて、米国や他の先進国らは、環境問題を優先的に取り組むべき課題の一つとして位置付けるようになった。近年、幾つかの新しくまたさらなる脅威が認識される中であって、米国をはじめとする各国は、自国のみならず、地域的な枠組みの中で、そうした問題の解決に取り組んでいる。環境問題は、今や一国の枠を超えた脅威であり、我々はその脅威に対して、新たな取り組みを必要としている。

現在WRIは、科学的知見に立脚しつつも、環境保護と人々の生活改善に向けた解決をはかるべく、政府、ビジネス業界、市民社会とグローバルに協力し、実現可能な政策づくりを目指している。また、政策決定者に対して実用的かつ現実的な政策分析、政策提言を提供するため、単に環境問題のみを対象とするのではなく、他の諸問題（人口や資源、開発問題等）との関係における分析に重点を置いている。

【お問い合わせ先】

住所：米国ワシントンDC20002 10番街 ノースウェスト通り 800番地

電話：+1 (202) 729-7600

Fax:+1 (202) 729-7610

7. 「浙江大学公共管理学院」について

浙江大学公共管理学院は、2005年6月に設立された。同学院は「真理を以て信念と為し、天下を以て己の任と為す（以真理为信念，以天下为己任）」の信条の下、国際的な視野を有した未来のリーダー育成という教育方針を掲げている。

同学院には現在政府管理学部、土地管理学部、都市発展・管理学部、社会保障・リスクマネジメント学部、情報資源管理学部、政治学部、社会学部、の7学部が設置されている。また、同学院は1つの中国教育部の戦略的研究拠点、哲学・社会科学における2つの浙江省の重点研究拠点、9の研究所、10の学際的研究所、4つの研究センター、およびマスター・オブ・パブリック・アドミニストレーション（MPA）教育センターを有する。加えて、ドイツのハンス・ザイデル財団と教育部が共同で設立した国際協力教育機構として、浙江大学管理トレーニングセンターがある。

また、32人の教授、50人の准教授を含む同学院には130人の教職員がおり、そのうち現在23人の博士論文指導教官、60人の修士論文指導教官、44人の博士研究員がいる。学生数は、学部生が453人、修士課程在籍者が261人、博士課程在籍者が192人、985人のMPA課程在籍者である。

【お問い合わせ先】

住所：中華人民共和国浙江省杭州市西湖区浙大路38号

電話：+86-0571-8795-1142

8. 「日本国際フォーラム」について

【設立】

日本国際フォーラム（The Japan Forum on International Relations, Inc.）は、政府から独立した民間・非営利の外交・国際問題に関する総合的な研究・提言機関を日本にも設立する必要があるとの認識に基づいて、故服部一郎初代理事長より2億円の基本財産の出捐を受け、1987年3月に故大来佐武郎初代会長のもとで、会員制の政策志向のシンクタンクとして設立され、2011年4月に公益財団法人となりました。

【目的】

当フォーラムは、わが国の対外関係のあり方および国際社会の諸問題の解決策について、広範な国民的立場から、諸外国の声にも耳を傾けつつ、常時継続的に調査、研究、審議、提言するとともに、それらの調査、研究、審議の成果を世に問い、また提言の内容の実現を図るために、必要と考えられる発信・交流・啓発等の事業を行い、もってわが国および国際社会の平和と繁栄に寄与することを目的として活動しております。

【組織】

最高意志決定機関である評議員会のもとに、執行機関である理事会、監査機関である監事、そして諮問機関である顧問会議と参与会議が設置されています。また、理事会のもとに、当フォーラムの業務を支援し、あるいは実施する財務委員会、運営委員会、政策委員会、緊急提言委員会の4つの委員会および研究室、事務局が設置されています。

【専門】

(1) 国際政治・外交・安全保障等、(2) 国際経済・貿易・金融・開発援助等、(3) 環境・人口・エネルギー・食糧・防災等の地球的規模の諸問題、(4) アメリカ、ロシア、中国、アジア、ヨーロッパ等の地域研究、(5) 東アジア共同体構想に関わる諸問題、(6) 人権と民主化、紛争予防と平和構築、文明の対立、情報革命等の新しい諸問題。

【活動】

(1) 政策委員会等による各種の政策提言活動、(2) ホームページ上に設置された政策掲示板「百花斉放」における公開討論活動、(3) 原則として期間を特定した「研究室活動」と、その枠を超えたしばしば永続的な「特別研究活動」から成る調査研究活動、(4) 各種国際会議・シンポジウムの開催や専門家等の派遣、受入等の国際交流活動、(5) 『日本国際フォーラム会報』、ホームページ、メールマガジン、出版刊行等の広報啓発活動、(6) 「国際政経懇話会」の活動、(7) 「外交円卓懇談会」の活動。



The Global Forum of Japan (GFJ)
グローバル・フォーラム

2-17-12-1301 Akasaka, Minato-ku, Tokyo 107-0052

〒107-0052 東京都港区赤坂 2-17-12 チュリス赤坂 1301

[Tel] +81-3-3584-2193 [Fax] +81-3-3505-4406

[E-mail] gfj@gfj.jp [URL] <http://www.gfj.jp/>